

財務省告示第六十一号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十七年二月二十一日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
		利付国庫債券（十年）（第二百六十七回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政融資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二	成振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	国債の募集の取扱い及び引受けの目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する	額面金額で一兆九千億円 うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に七十二億七千五百円、財政融資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行する利付国債に二百四十五億千二百七十

